

# 江南市市民自治によるまちづくり基本条例解説書

## 前文

### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 条例の位置づけ

第3条 定義

- (1) 市民
- (2) 事業者等
- (3) 市
- (4) 執行機関等
- (5) まちづくり
- (6) まちづくり組織
- (7) 市政
- (8) 市民参加
- (9) 協働
- (10) 市民自治

### 第2章 市民自治によるまちづくりの基本原則

第4条 市民自治の原則

第5条 協働の原則

第6条 平等の原則

第7条 情報共有の原則

### 第3章 市民及び事業者等

第8条 市民の権利

第9条 市民の責務

第10条 事業者等の役割

### 第4章 協働によるまちづくりの推進

第11条 市民及び事業者等のまちづくりへの参加

第12条 地域の自治力の向上

第13条 まちづくり組織の運営

第14条 まちづくり組織への執行機関等の支援

### 第5章 議会、議員、執行機関等及び市職員

第15条 議会の役割

第16条 議員の責務

第17条 執行機関等の責務

第18条 市職員の責務

### 第6章 市政運営

第19条 市民の意思の表明

第20条 まちづくりに関する情報の提供等

第21条 個人情報保護

第22条 基本構想等

第23条 行政評価

第24条 財政運営

第7章 住民投票制度

第25条 住民投票制度

第8章 国及び他の地方公共団体との連携

第26条 国及び他の地方公共団体との連携

第9章 条例内容の検証

第27条 条例内容の検証

いま、わが国は、少子高齢化のもとで人口減少段階に入るとともに、世界を一つの市場に巻き込んでいくグローバル化と呼ばれる地球的な規模の大きな流れの中で、産業構造や環境条件の変化に対応するために、国家や社会のあり方についての模索を続けています。その一つの動きが地方分権の推進であり、わが国の地方自治は、市民自治の一層の発展に向けて大きな転換期を迎えています。

江南市では、次世代育成や高齢者の生きがいづくりなどの支えあいの福祉の推進による安心かつ安全で温かい生活環境づくり、男女共同参画と多文化共生による平和で明るく豊かな人間関係の育成、先人が切り拓いてきた貴重な郷土の歴史と温暖な自然環境を活かした美しくうるおいのある生活と文化の継承や発展のために、総合計画に基づいて、力強くまちづくりを進めています。これからも、まちづくりの担い手である市民や事業者等、市が一層強い協働の関係を築き、地域の総力を結集する仕組みを作っていく必要があります。

私たち江南市民は、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚し、市民一人ひとりの思いを活かした市民自治によるまちづくりの推進を目指します。また、市は、市民の信託に応えて効果的に市政を運営し、よりよい市政の実現のため、これからも自らの責任を果たしていきます。そのために必要な基本的な理念とルールを確認し、共有するため、ここに江南市市民自治によるまちづくり基本条例を制定します。

#### 〈解説〉

前文はこの条例を制定するに当たり、条例制定の背景や基本的な課題を明らかにしたもので、条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

・最初に、インターネットなどの情報通信技術の飛躍的な発達と経済分野での地球規模化（グローバル化）が進み、地球温暖化現象も含めて地球の一体化が進んでいる状況の中で、国内では少子高齢化のもとで人口減少段階に突入するというかつて経験したことのない事態に直面し、これからの国家や社会の進むべき方向を見定めようとしている日本の状況を記しました。こうした中の一つの動きとして、「地方自治」の一層の発展をめざす動きが見られ、我が国の地方自治が変わろうとしている現状を記しました。

・江南市では、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現を図るための基本的な計画に基づいて、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化による課題の解決に取り組み、そのためのまちづくりを進めていること、また今後は市民を始めとする、まちづくりの主体同士の一層強い協働関係の実現や、各主体の力を結集するための仕組みづくりの必要性を記しました。

・そうした協働関係や力の結集の実現のためには、市民一人ひとりが自治の主

体であることの自覚が必要です。また、市も市民の信託に応えて、自らの責任を果たしていかなければいけません。この市民や市の自覚をベースに、まちづくりの基本的な理念、すなわち主体である市民がその主体的な意思と責任に基づいてまちづくりに参加し、まちづくりを行うこと―市民自治―や市民自治を推進するためのルールを確認し、みんなで共有することが必要です。そのために江南市市民自治によるまちづくり基本条例を制定するものです。

## 第1章 総則

条例制定の目的、条例の位置づけとともに、「市民」、「事業者等」、「市」、「執行機関等」や「まちづくり」などの用語を定義します。

第1条では、条例制定の目的が定められています。

### (目的)

**第1条 この条例は、江南市における市民自治によるまちづくりの基本原則、市民の権利及び責務等並びに市の役割及び責務を将来にわたって明らかにするとともに、市政運営のあり方を定め、地方自治をより身近なものとし、もって自立した地域社会を実現することを目的とします。**

### 〈解説〉

この条例が、江南市の市民自治によるまちづくりの基本原則と、まちづくりの主体である市民の権利や責務、議会及び議員の役割や責務、市長やその他の執行機関等及び市職員の責務、さらにまちづくりの土台となる市政運営のあり方を規定することにより、分権時代にふさわしく地方自治が身近に感じられるような、自立した地域社会を実現することを目的とすることと述べています。

第2条では、条例の位置づけが定められています。

### (条例の位置づけ)

**第2条 この条例は、江南市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は最大限尊重されなければなりません。**

### 〈解説〉

本条例は、他の条例と同様に1つの条例ですが、「市民自治」によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明をしており、他の条例等の制定、改廃の際には、この条例の趣旨を最大限尊重し、適合させなければならないことを定めています。

第3条では、この条例で使われる用語のうち、共通な認識を要する10の用語を定義しています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民

市内に在住し、在勤し、在学し、又は市内で公益的活動を行う個人をいいます。

(2) 事業者等

市内で事業を営む法人、個人事業主、公益的活動を行う組織等をいいます。

(3) 市

議会及び執行機関等で構成する地方公共団体をいいます。

(4) 執行機関等

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。

(5) まちづくり

地域課題の解決、地域の価値の創造その他の地域を活気があり、明るく住みよいものとするを目的とする公益的な活動をいいます。

(6) まちづくり組織

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下、「地縁による団体」といいます。）、まちづくりのために構成されたNPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいいます。）等の組織をいいます。

(7) 市政

まちづくりのうち、市の活動をいいます。

(8) 市民参加

市民が、まちづくりの立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、自主的に加わり行動することをいいます。

(9) 協働

市民、事業者等及び市が、それぞれの立場及び特性を相互に尊重した上で、それぞれの役割及び責務を自覚し、対等な立場で目的の遂行に向けて協力することをいいます。

(10) 市民自治

市民が、主体的に自らの意思及び責任に基づいてまちづくりに参加し、行動することをいいます。

〈解説〉

・第1号「市民」について

住民登録をしている日本人や外国人登録をしている在住外国人のほかに、市内の事業所に勤務する人や市内の学校に通学する人、また市内で公益的活動をする個人なども含んで「市民」と定義しています。なお、公益的活動は、NPOや区・町内会などでの活動を主に想定しています。市民の範囲を広げて定義している理由は、地域の課題解決やまちづくりを進めるためには、市内に居住する「住民」だけでなく、市内に集う様々な人々の力を結集する必要があるからです。

・第2号「事業者等」について

市内で主に経済活動としての事業を行う企業などの法人の組織や個人事業主を指しますが、ほかに公益的活動を行う組織も含めます。

・第3号「市」について

議会や次号で定義する市長や、ほかの執行機関等を総称して用います。

・第4号「執行機関等」について

市長ほか法第180条の5に市長を除く「執行機関」として列記されている行政委員会等に、独立した権限を有する消防長を加えたものと定義しています。

・第5号「まちづくり」について

地域が抱えている課題などに対していろいろな面からの解決を図る、また地域に埋もれている人材などの地域資源を活用して、地域の価値を創造するなど、地域を活気あり、明るく住みよいものとするための公益的な活動で、第7号で定義する「市政」を含んだ内容と定義しています。活動は、施策、事業などの立案や、企画、実施、そして評価などの一連のすべての過程を含みます。

・第6号「まちづくり組織」について

第2号で定義した「事業者等」のうち、前号で掲げた「まちづくり」のために構成された組織で、主には区・町内会などの地縁による団体や、まちづくりを主な目的として公益活動を行うNPOなどの組織と定義しています。なお、いずれの団体や組織も法人格の有無は問いません。

・第7号「市政」について

第5号の「まちづくり」で定義した、地域のための活動のうち、執行機関等が行う行政の運営や議会の活動の部分、いわゆる団体自治(1\*)として市民が託している部分を「市政」としています。

・第8号「市民参加」について

通常使われる「参加」の定義に加えて、政策形成時などの計画策定の段階で使われる「参画」の意味も含むものと定義しています。

・第9号「協働」について

市民を始め、事業者等や市長などの執行機関等、及び議会が、まちづくりの「担い手」として、連携・協力する仕方を定義しています。

・第10号「市民自治」について

市民の主体的な意思と責任に基づいて、第8号で定義した「市民参加」によりまちづくりが行われること、いわゆる住民自治(2\*)の状態と定義しています。

(1\*)団体自治とは、地方の運営はその地方に国とは別の、独立した、自治権を持つ地方統治機構(市役所のこと)により行われるべきという考え方です。

(2\*)住民自治とは、地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという考え方です。

※地方自治は団体自治と住民自治の共存・結合があるべき理想の姿といわれています。

## 第2章 市民自治によるまちづくりの基本原則

本市のまちづくりを推進するための基本原則を示します。

第4条では、まちづくりは市民自治のもとに行われることが示されています。

### (市民自治の原則)

**第4条 まちづくりは、市民自治のもとに行われます。**

#### 〈解説〉

まちづくりは市民の主体的な意思と責任に基づく「市民自治」を基本とすることを原則として定めています。

第5条では、まちづくりの推進に当たり、市民、議会や執行機関等が「協働」することが示されています。

### (協働の原則)

**第5条 市民、事業者等及び市は、協働して、まちづくりを推進します。**

#### 〈解説〉

まちづくりを推進していくために、市民、事業者等と、議会、執行機関等とが協働することを原則として定めています。

第6条では、まちづくりへの参加において、市民は平等の権利を有することが示されています。

**(平等の原則)**

**第6条 市民は、年齢、性別、国籍等にかかわらず、まちづくりに平等に参加できます。**

〈解説〉

市民がまちづくりに参加するに当たっては、男女の対等はもちろん、子どもや外国籍の市民なども、その主体的な意思により、平等に参加できることを原則として定めています。ただし、第24条に規定する住民投票制度に係る年齢、国籍等に関する平等の原則などについては、今後別の条例で定めていくこととなります。

第7条では、議会及び執行機関等はまちづくりに関する情報を市民に向けて発信し、市民や事業者等と共有することが示されています。

**(情報共有の原則)**

**第7条 市民、事業者等及び市は、まちづくりに関する情報を共有します。**

〈解説〉

市民、事業者等、議会、執行機関等が協働するためには、それぞれが保有する情報を公開し、相互に提供するなどして、共有する必要があることを原則として定めています。

### 第3章 市民及び事業者等

市民のまちづくりの主体としての権利や責務、及び事業者等がまちづくりで果たす役割について示しています。

第8条では、市民のまちづくりに関する権利と市政への参加に関する権利が示されています。

**(市民の権利)**

**第8条 市民は、自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明する権利を有します。**

〈解説〉

市民がまちづくりを自ら行うことができることと、市政への参加において、執行機関等が行う政策形成からその評価まで、幅広く参加ができ、自らの意思を表明できることを権利として保障しています。



第9条では、市民の市政やまちづくりへの参加に伴って生じる市民の責務が示されています。

**(市民の責務)**

**第9条 市民は、市民自治の主体であることを自覚し、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。**

〈解説〉

市民が市政やまちづくりに参加するに当たっては、その発言や行動がもたらす影響を考慮し、市民自治の主体としての責任を持つことを責務としています。

第10条では、事業者等もまちづくりの構成員であることが示されています。

**(事業者等の役割)**

**第10条 事業者等は、地域社会の一員としての責任を認識し、まちづくりを推進する役割を持ちます。**

〈解説〉

事業者等も地域社会の一員としての責任があることから、協働してまちづくりに参加することや、従業員が市民としてまちづくりに参加する場合にはそれに配慮するなどして、まちづくりを推進する役割をもつことを定めています。

#### 第4章 協働によるまちづくりの推進

市民自治によるまちづくりの基本原則の1つである協働の原則にのっとり、市民及び事業者等がまちづくり組織の活動に参加すること、まちづくり組織の1つである地縁による団体（区・町内会）自身の自治力の向上、まちづくり組織の運営のあり方、また市の責務として必要な施策を講じることなどにより、協働によるまちづくりを推進することを定めています。

第11条では、市民及び事業者等はまちづくりの担い手であり、まちづくりのため、まちづくり組織の活動に自主的に参加するよう努めることが示されています。

また執行機関等は、まちづくりへの参加者間で対等な関係が確保できるよう、特に、子どもの参加や多文化共生への配慮に努めることが求められています。

**(市民及び事業者等のまちづくりへの参加)**

**第11条** 市民及び事業者等（まちづくり組織を除きます。）（以下「市民等」といいます。）は、まちづくり組織の活動に、自主的に参加するよう努めます。

2 前項の規定による参加をする市民等は、交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決等に向けて協力し、行動するよう努めます。

3 執行機関等は、まちづくりへの参加者の対等性を確保するために、子どものまちづくりへの参加、多文化共生への配慮等をするよう努めます。

〈解説〉

市民及び事業者等はまちづくりの担い手として、まちづくりのために構成されるNPOや区・町内会などのまちづくり組織が行う、危機管理を始めとする諸活動に自主的に参加し、相互協力のもとに、地域課題の解決などに向けて行動することが求められています。また、平等の原則に基づく市民のまちづくり活動のため、執行機関等は特に、子どもや外国籍市民の参加に配慮することが求められています。

第12条では、まちづくり組織の1つである地縁による団体（区・町内会）は、住民の自主的な参加のもとに、地域課題の解決のために意見集約と決定を行い、まちづくり活動を実践する「自治力」の向上に努めることが示されています。

**(地域の自治力の向上)**

**第12条** 地縁による団体は、地域住民の自主的な参加のもとに、地域課題の解決を図るなど、まちづくりを推進することにより、自治力の向上に努めます。

〈解説〉

前条で、市民等にまちづくり組織への参加を求めています。直接地域課題の解決に向かう地縁による団体（区・町内会）は、参加する住民の意見を集約し、地域として決定し、まちづくりを進めることにより、地域の自治力を向上させていくことが、今後ますます求められていきます。

第13条では、まちづくり組織の運営のあり方が示されています。

**(まちづくり組織の運営)**

**第13条** まちづくり組織は、誰もが参加しやすい運営に努めることとし、必要に応じて他の組織と協働しながら、地域課題の解決等を図ります。

〈解説〉

第11条で、市民及び事業者等にまちづくり組織への参加を求めていることか

ら、誰もが参加しやすい、開かれた組織になるような運営に努めることと、必要に応じて他の団体等と協働ができるような組織の柔軟性が求められています。

第14条では、協働によるまちづくりの推進のため、執行機関等のまちづくり組織やその活動に対する支援の必要性が示されています。

**(まちづくり組織への執行機関等の支援)**

**第14条** 執行機関等は、市民等がまちづくり組織の活動に参加しやすい環境づくりを積極的に行うものとします。

**2** 執行機関等は、まちづくり組織の設立及び活動を支援するよう努めます。

**3** 執行機関等は、まちづくりを推進する人材の育成を図ること、まちづくり組織間の交流の機会を設けること等により、まちづくりの活発化を推進するよう努めます。

〈解説〉

執行機関等には、情報の収集や提供などによる、市民等がまちづくりの担い手として参加しやすい環境づくりや、NPOなどの設立及びその活動の両方の支援、また活動参加者がまちづくり組織の貴重な人材として育成されるような、まちづくり組織の充実につながる施策を行うように求められています。

## 第5章 議会・議員・執行機関等及び市職員

市民の代表である議員の責務や議員で構成される議会の役割、市長及び執行機関等、またそれを補助する市職員の責務を示しています。

第15条では、まちづくりの主役である市民に対する議会の役割が示されています。

**(議会の役割)**

**第15条** 議会は、直接選挙により選出された議員によって構成される法の規定に基づく議決機関として、第4条に規定する市民自治の原則にのっとり、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、執行機関等が行う市政の運営を監視する役割を果たします。

**2** 前項に規定する議会の役割その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

〈解説〉

議会は選挙によって選ばれた議員で構成された、法に規定された議決機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のための権能の発揮と、執行機

関等が行う市政運営をチェックし監視する役割が求められています。ほかに、会議の公開や、市民に開かれた議会運営など、市民の代表者として求められる必要な事項については、条例で別に定めるものとしています。

第16条では、前条で示した議会の役割を果たす議員の責務が示されています。

**(議員の責務)**

**第16条 議員は、自らの役割及び責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、議員としての能力を高めるために、自己研さんに努めます。**

〈解説〉

議員には、市民から市政に対する信託を受けたものとして、その役割や責務を認識した上で、公正かつ誠実な職務の遂行を始め、能力を高めるための自己研さんが求められています。

第17条では、まちづくりの主体である市民に対する執行機関等の責務を示しています。

**(執行機関等の責務)**

**第17条 市長は、市民自治によるまちづくりを推進し、市民の意思が反映されるような行政経営をします。**

**2 執行機関等は、公正で効果的な行政経営に努めるとともに、基本的な政策の形成、執行、評価等の内容について、市民及び事業者等に対して適切な時期及び方法により説明しなければなりません。**

**3 執行機関等は、市民及び事業者等の市政に関する要望等に迅速に対応し、公正かつ中立な立場でその権利利益の保護を図るよう努めます。**

〈解説〉

市長は、市民の意思が反映されるような行政経営（市政運営、財政運営、人材育成等）を推進するため、他の執行機関等とともに、公正かつ効果的な行政経営に努めながら、市民にとって基本的な政策の形成、執行や評価などの内容については、適切な時期及び方法により説明する責務が求められます。また、執行機関等は、市長への手紙を始め市に寄せられる市民からの要望等には迅速に対応し、公正かつ中立な立場に立って、市民と事業者等の権利利益の保護を図ることが求められます。

第18条では、市長など執行機関等を補助する市職員の責務が示されています。

**(市職員の責務)**

**第18条 市職員は、市民がまちづくりの主体であることに踏まえ、職務能力の開発に努め、市民とともに意欲をもってまちづくりを行います。**

〈解説〉

市職員には、地方公務員法第30条の「全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という規定による勤務義務があることはもちろん、職務能力の開発が求められています。また、市職員自身も、第3条で定義する「市民」の一員であることから、ともに意欲をもってまちづくりを行うことも責務として求められています。

**第6章 市政運営**

市民自治によるまちづくりの基本原則である、市民自治の原則や情報共有の原則などに基づいた市政運営のあり方を示しています。

第19条では、市政運営に市民の意思を反映するために、執行機関等が市民参加の機会を提供することが示されています。

**(市民の意思の表明)**

**第19条 執行機関等は、第8条に規定する政策の形成、執行及び評価の過程に、市民が参加し、自らの意思を表明する機会を設けます。**

**2 前項に規定する市民の意思の表明に関して必要な事項は、別に条例で定めます。**

〈解説〉

市民自治の原則に基づいて、まちづくりの主体である市民の意思が市政に反映されるよう、執行機関等は、市民が参加し、自らの意思を表明する機会を設けることが求められています。また、このことに関して必要な事項は、条例で別に定めるものとしています。

第20条では、議会及び執行機関等はまちづくりの情報を市民と共有するために、分かりやすくこれを提供することや、情報提供体制の充実及び情報の適正管理をすることが示されています。

**(まちづくりに関する情報の提供等)**

**第20条** 市は、まちづくりに関する情報を市民及び事業者等に分かりやすく提供します。

**2** 市は、市民及び事業者等が前項に規定する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報を提供する体制を充実します。

**3** 市は、第1項に規定する情報の収集に努めるとともに、保有する情報を適正に管理します。

〈解説〉

情報共有の原則に基づいて、市には、市民、事業者等と、議会、執行機関等との情報の共有のため、情報公開条例の規定に従った分かりやすい情報の提供や、広報やホームページを始めとする情報提供の手段や仕組みなど、情報提供体制の充実及び保有情報の適正な管理が求められています。

第21条では、市が保有する情報のうち、個人情報の保護が示されています。

**(個人情報の保護)**

**第21条** 市は、その保有する情報の取扱いについては、個人の権利利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければなりません。

〈解説〉

市民、事業者等と、議会、執行機関等は情報の共有のため、情報の公開及び提供を原則としますが、個人情報については、市は、個人情報保護条例に基づく個人情報の保護など、慎重に取り扱うことが求められています。

第22条では、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想やその実現のための基本的な計画を策定することが示されています。

**(基本構想等)**

**第22条** 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現のための基本的な計画を策定します。

〈解説〉

市民と市が目指す将来像を共有し、協働による地域社会づくりを進めていくうえで、施策の基本的な指針となる基本構想の策定は必要であり、その実現のために基本計画を策定し、着実に実施していくことが求められています。

第23条では、効率的かつ効果的な行政経営を行うための制度として、市民など、第三者を含めた行政評価の実施や、実施結果の公表などが示されています。

**(行政評価)**

**第23条** 執行機関等は、効率的かつ効果的な行政経営を図るため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を政策立案、予算編成方針等に速やかに反映させなければなりません。

**2** 市長は、行政評価の結果、政策の達成状況その他行政評価に関する情報を適切な時期及び方法により市民に公表しなければなりません。

〈解説〉

行政評価を、執行機関等だけではなく、江南市まちづくり会議のような、市民なども含めた第三者の評価機関によりPDCAサイクルに基づき実施し、その結果を市民に適切な時期に、また適切な方法により公表することが求められています。

第24条では、市長が臨むべき財政運営に関する姿勢と、市民への公開・説明責任が示されています。

**(財政運営)**

**第24条** 市長は、必要な財源の確保を図るとともに、費用対効果の高い効率的な財政運営を行い、社会情勢の変化に対応できる持続可能で健全な財政の確立を図ります。

**2** 市長は、財政状況の現状及び予測を市民に公開し、説明します。

〈解説〉

前条で規定された行政評価により、市長には、必要な財源の確保と、費用対効果の測定などの検証に基づく効率的な財政運営の実施や、第20条の情報の提供等に関する規定により、財政状況の現状と予測の公開や説明が求められています。

## 第7章 住民投票制度

第25条では、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認する必要がある場合は、条例で別に定めるところにより、間接民主主義を補完する制度である住民投票を実施できることが示されています。また、第1項では、住民投票に関する条例案の議会への提出については、市長だけでなく、法の規定による直接請求《住民の請求》によっても可能なことを示しています。

**(住民投票制度)**

**第25条** 市長は、住民の請求等を踏まえ、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

**2** 市は、住民投票の結果を尊重します。

**3** 住民投票に付すべき事項、投票資格者その他実施に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

〈解説〉

江南市の将来を大きく左右するような、市政に関する極めて重要な事項は、広く市民（投票資格者については、第3項のとおり別の条例で定められます。）の意思を直接確認し、市長を始めとする執行機関等と議会は、その結果を尊重した上で、重要な事項に関する決定を行うことが求められます（投票結果に法的拘束力はありません）。住民投票の制度化に関しては、投票資格者や市民の投票実施に係る請求要件（一定年齢以上の市民の何分の1以上の署名数が必要など）を一定にし、常に住民投票実施が可能な状態にする常設型の条例か、対象事案に応じて、実施内容を議会の議決により定めていく個別型の条例とするかなどを含め、今後、市民参加のもと、検討することとしています。

**第8章 国及び他の地方公共団体との連携**

第26条では、広域事務処理や大規模災害時における必要な相互応援などのために、国や他の団体と連携・協力することが示されています。

**(国及び他の地方公共団体との連携)**

**第26条** 執行機関等は、共通する地域課題を解決するための施策の実施、効率的かつ効果的な行政経営のための広域にわたる事務処理、大規模災害時の相互応援等について、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

〈解説〉

住民の生活圏などの広がりや、大規模災害の発生時の対応など、市単独で解決しがたい課題への対応に向けては、国や他の地方公共団体と連携・協力することが求められています。

**第9章 条例内容の検証**

第27条では、本条例の見直しに関する事項が示されています。



**(条例内容の検証)**

**第27条** 市は、必要に応じて、市民参加のもとに、この条例と社会情勢の適合性等の検証をするための組織を設置します。

**2** 市は、前項に規定する検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講じます。

〈解説〉

市を取り巻く社会・経済環境等の変化に応じ、この条例の内容の見直しに柔軟に対応するために、市は、必要に応じて、市民参加のもとに、社会情勢との適合性を検証するための組織を設置して検討を行います。検証結果によっては、市は、本条例の改正、その他適切な措置を講じることとします。